

○環境省告示第 号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十四条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

（書類の指定の対象となる事業）

第一条 次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百三十号。以下この条において「改正令」という。）による改正後の環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の五の項のル及びヲの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業であつて改正令の施行により新たに対象事業となるもの（新たに第二種事業となる事業のうち環境影響評価法（以下「法」という。）第四条第三項第一号（法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。）について行うものとする。

(書類の指定)

第二条 法第五十四条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものは、次の表の上欄に掲げる書類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 法第五十四条第一項第一号に掲げる書類	一 北海道環境影響評価条例（平成十年十月北海道条例第四十二号。以下「北海道条例」という。）第三条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 二 山形県環境影響評価条例（平成十一年七月山形県条例第二十九号。以下「山形県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 三 茨城県環境影響評価条例（平成十一年三月茨城県条例第七号。以下「茨城県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作
-----------------------------	---

	成された計画段階環境配慮書 四 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年十月東京都条例第九十六号。以下「東京都条例」という。）第十一条第一項の規定により作成された環境配慮書 五 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年三月石川県条例第十六号。以下「石川県条例」という。）第二百一条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 六 福井県環境影響評価条例（平成十一年三月福井県条例第二号。以下「福井県条例」という。）第四条の三の規定により作成された計画段階環境配慮書 七 長野県環境影響評価条例（平成十年三月長野県条例第十二号。以下「長野県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作
--	---

	成された計画段階環境配慮書 八 愛知県環境影響評価条例（平成十年十二月愛知県条例第四十七号。以下「愛知県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 九 滋賀県環境影響評価条例（平成十年十一月滋賀県条例第四十号。以下「滋賀県条例」という。）第五条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 十 京都府環境影響評価条例（平成十年十月京都府条例第十七号。以下「京都府条例」という。）第七条の三の規定により作成された計画段階環境配慮書 十一 環境影響評価に関する条例（平成九年三月兵庫県条例第六号。以下「兵庫県条例」という。）第七条の二第一項の規定によ
--	--

	り作成された早期段階環境配慮書 十二 奈良県環境影響評価条例（平成十年十二月奈良県条例第十一号。以下「奈良県条例」という。）第四条の三の規定により作成された計画段階環境配慮書 十三 鳥取県環境影響評価条例（平成十年十二月鳥取県条例第二十四号。以下「鳥取県条例」という。）第四条の三の規定により作成された計画段階環境配慮書 十四 島根県環境影響評価条例（平成十一年十月島根県条例第三十四号。以下「島根県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 十五 山口県環境影響評価条例（平成十年十二月山口県条例第三十七号。以下「山口県条例」という。）第四条の三第一項の規定に
--	---

	より作成された計画段階環境配慮書
	十六 徳島県環境影響評価条例（平成十二年三月徳島県条例第二十六号。以下「徳島県条例」という。）第四条の三の規定により作成された計画段階環境配慮書
	十七 香川県環境影響評価条例（平成十一年三月香川県条例第二十二号。以下「香川県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書
	十八 福岡県環境影響評価条例（平成十年十二月福岡県条例第三十九号。以下「福岡県条例」という。）第七条の三の規定により作成された計画段階環境配慮書
	十九 佐賀県環境影響評価条例（平成十一年七月佐賀県条例第二十五号。以下「佐賀県条例」という。）第四条の三第一項の規定に

	より作成された計画段階環境配慮書
	二十 長崎県環境影響評価条例（平成十一年十月長崎県条例第二十七号。以下「長崎県条例」という。）第八条第一項の規定より作成された計画段階環境配慮書 二十一 熊本県環境影響評価条例（平成十二年六月熊本県条例第六十一号。以下「熊本県条例」という。）第四条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 二十二 大分県環境影響評価条例（平成十一年三月大分県条例第十一号。以下「大分県条例」という。）第四条の三条第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 二十三 大分県条例第二十五条第三項において準用する第四条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書

	二十四 札幌市環境影響評価条例（平成十一年十二月札幌市条例第四十七号。以下「札幌市条例」という。）第六条の三第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 二十五 那須塩原市環境影響評価条例（令和二年九月那須塩原市条例第四十七号。以下「那須塩原市条例」という。）第七条第二項の規定により作成された計画段階環境配慮書 二十六 千葉市計画段階環境影響評価実施要綱（平成二十六年三月千葉市制定）第五条の規定により作成された計画段階環境配慮書 二十七 川崎市環境影響評価に関する条例（平成十一年十二月川崎市条例第四十八号。以下「川崎市条例」という。）第八条の規定により作成された環境配慮計画書 二十八 相模原市環境影響評価条例（平成二十六年七月相模原市条例
--	---

	例第三十三号。以下「相模原市条例」という。）第八条第二項の規定により作成された計画段階配慮書 二十九 新潟市環境影響評価条例（平成二十一年三月新潟市条例第五号。以下「新潟市条例」という。）第六条第一項の規定により作成された計画段階環境計画配慮書 三十 静岡市環境影響評価条例（平成二十七年三月静岡市条例第十二号。以下「静岡市条例」という。）第七条第二項の規定により作成された計画段階環境配慮書 三十一 浜松市環境影響評価条例（平成二十八年三月浜松市条例第四十八号。以下「浜松市条例」という。）第七条第二項の規定により作成された計画段階環境配慮書 三十二 名古屋市環境影響評価条例（平成十年十二月名古屋市条例
--	--

	第四十号。以下「名古屋市条例」という。）第七条第二項の規定により作成された計画段階環境配慮書 三十三 京都市環境影響評価等に関する条例（平成十年十二月京都市条例第四十四号。以下「京都市条例」という。）第八条の規定により作成された配慮書案 三十四 堺市環境影響評価条例（平成十八年十二月堺市条例第七十八号。以下「堺市条例」という。）第八条第一項の規定により作成された配慮計画書 三十五 神戸市環境影響評価等に関する条例（平成九年十月神戸市条例第二十九号。以下「神戸市条例」という。）第八条の二第二項の規定により作成された環境影響評価事前配慮書 三十六 岡山市環境影響評価条例（平成三十年三月岡山市条例第四
--	--

二 法第五十四条第一項第三号に掲げる書類	一 北海道条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、北海道条例第六条第一項の規定による北海道知事への送付並びに北海道条例第七条の告示及び縦覧並びに北海道条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの
	十号。以下「岡山市条例」という。）第六条第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書 三十七 北九州市環境影響評価条例（平成十年三月北九州市条例第十一号。以下「北九州市条例」という。）第六条の二第二項の規定により作成された計画段階環境配慮書 三十八 熊本市環境影響評価条例（令和七年三月熊本市条例第二十二号。以下「熊本市条例」という。）第六条第一項の規定により作成された計画段階環境配慮書

	二 青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号。以下「青森県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、青森県条例第六条の規定による青森県知事への提出並びに青森県条例第七条の公告及び縦覧並びに青森県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三 岩手県環境影響評価条例（平成十年七月岩手県条例第四十二号。以下「岩手県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、岩手県条例第七条の規定による岩手県知事及び第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに岩手県条例第八条の公告及び縦覧並びに岩手県条例第八条の二第一項の
--	--

	規定による周知の手続を経たもの 四 宮城県環境影響評価条例（平成十年二月宮城県条例第九号。以下「宮城県条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、宮城県条例第六条第一項の規定による宮城県知事及び第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに宮城県条例第七条の公告及び縦覧並びに宮城県条例第七条の二第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 五 秋田県環境影響評価条例（平成十二年七月秋田県条例第百三十七号。以下「秋田県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、秋田県条例第六条の規定による秋田県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲で
--	---

	あると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに秋田県条例第七条の公告及び縦覧並びに秋田県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 六 山形県条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、山形県条例第六条の規定による山形県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であるとして認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに山形県条例第七条の公告及び縦覧並びに山形県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 七 福島県環境影響評価条例（平成十年十二月福島県条例第六十四号。以下「福島県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、福島県条例第七条の規定
--	--

	による福島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに福島県条例第八条の公告及び縦覧並びに福島県条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 八 茨城県条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、茨城県条例第六条の規定による茨城県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに茨城県条例第七条第一項の公告及び縦覧並びに茨城県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 九 栃木県環境影響評価条例（平成十一年三月栃木県条例第二号。以下「栃木県条例」という。）第五条第一項の規定により作成さ
--	--

	れた環境影響評価方法書であつて、栃木県条例第五条第三項の規定による栃木県知事への提出並びに栃木県条例第六条第一項の公告及び縦覧並びに栃木県条例第六条の二第一項の規定による周知の手続きを経たもの 十 群馬県環境影響評価条例（平成十一年三月群馬県条例第十九号。以下「群馬県条例」という。）第五条の規定により作成された第一種事業方法書であつて、群馬県条例第六条第一項の規定による群馬県知事及び第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに群馬県条例第七条の公告及び縦覧並びに群馬県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続きを経たもの 十一 埼玉県環境影響評価条例（平成六年十二月埼玉県条例第六十
--	--

	一号。以下「埼玉県条例」という。）第四条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であつて、同条第三項の規定による埼玉県知事への提出並びに埼玉県条例第六条第一項の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第六条の二第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの 十二 千葉県環境影響評価条例（平成十年六月千葉県条例第二十六号。以下「千葉県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、千葉県条例第七条の規定による千葉県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村への送付並びに千葉県条例第八条第一項の公告及び縦覧並びに千葉県条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	--

	十三 神奈川県環境影響評価条例（昭和五十五年十月神奈川県条例第三十六号。以下「神奈川県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響予測評価実施計画書であつて、同項の規定による神奈川県知事への提出並びに神奈川県条例第九条の公告及び縦覧並びに神奈川県条例第十条第一項の規定による周知の手續を経たもの 十四 新潟県環境影響評価条例（平成十一年十月新潟県条例第三十八号。以下「新潟県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、新潟県条例第六条の規定による新潟県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに新潟県条例第七条の公告及び縦覧並びに新潟県条例第七条の二第一項の
--	--

	周知の手続を経たもの 十五 石川県条例第二百二条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、石川県条例第二百三条第一項の規定による石川県知事及び関係市町長への提出並びに石川県条例第二百四条の公告及び縦覧並びに石川県条例第二百四条の二第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの 十六 福井県条例第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、福井県条例第八条の規定による福井県知事及び福井県条例第二条第四号に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲内であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに福井県条例第九条の公告及び縦覧並びに福井県条例第九条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	---

	十七 山梨県環境影響評価条例（平成十年三月山梨県条例第一号。以下「山梨県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第三項の規定による山梨県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに山梨県条例第八条の公告及び縦覧並びに山梨県条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 十八 長野県条例第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、長野県条例第七条の規定による長野県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに長野県条例第八条の公告及び縦覧並びに長野県条例第八条の二第一項又は第四項後段の規定に
--	---

	よる周知の手続きを経たもの 十九 岐阜県環境影響評価条例（平成七年三月岐阜県条例第十号。以下「岐阜県条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、岐阜県知事及び関係市町村長への提出並びに岐阜県条例第八条第一項の公告及び縦覧並びに岐阜県条例第八条の二第一項又は第三項の規定による周知の手続きを経たものの 二十 静岡県環境影響評価条例（平成十一年二月静岡県条例第三十六号。以下「静岡県条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、静岡県条例第十条の規定による静岡県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の長への送付並びに静岡
--	---

	県条例第十一条の公告及び縦覧並びに静岡県条例第十一条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十一 愛知県条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、愛知県条例第六条の規定による愛知県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに愛知県条例第七条の公告及び縦覧並びに愛知県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十二 三重県環境影響評価条例（平成十年十二月三重県条例第四十九号。以下「三重県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第二項の規定による三重県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲である
--	---

	と認められる地域を管轄する市町長への送付並びに三重県条例第六条第一項の公告及び縦覧並びに三重県条例第六条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十三 滋賀県条例第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第三項の規定による滋賀県知事及び調査地域を管轄する市町長への送付並びに滋賀県条例第七条の公告及び縦覧並びに滋賀県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十四 京都府条例第九条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、京都府知事及び当該方法書に係る調査地域を所管する市町村長への提出並びに京都府条例第十条第一項の公告及び縦覧並びに京都府条例第十条の二第一項又は第四項後段の規定に
--	---

	よる周知の経たもの 二十五 兵庫県条例第八条第一項の規定により作成された環境影響評価概要書であつて、兵庫県条例第九条第一項及び第二項の規定による兵庫県知事及び対象事業等を実施しようとする地域の存する市町長への送付並びに兵庫県条例第八条第二項において準用する第七条の二第二項の公告及び縦覧並びに兵庫県条例第九条の二第一項又は第四項後段の規定による周知の経たもの 二十六 奈良県条例第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、奈良県条例第六条の規定による奈良県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに奈良県条例第七条の公告及び縦覧並びに第七条の二又は第三項後段の規定による周知の経たもの
--	--

	もの 二十七 和歌山県環境影響評価条例（平成十二年三月和歌山県条例第十号。以下「和歌山県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、和歌山県条例第六条の規定による和歌山県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに和歌山県条例第七条の公告及び縦覧並びに和歌山県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十八 鳥取県条例第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、鳥取県条例第六条の規定による鳥取県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに鳥取県条例第七条の公告及び縦覧
--	--

	並びに鳥取県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十九 島根県条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、島根県条例第六条の規定による島根県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに島根県条例第七条の公告及び縦覧並びに島根県条例第七条の二第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 三十 岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年三月岡山県条例第七号。以下「岡山県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、岡山県条例第六条第一項の規定による岡山県知事及び対象事業に係る環境影
--	---

	響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに岡山県条例第七条第一項の公告及び縦覧並びに岡山県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十一 広島県環境影響評価に関する条例（平成十年十月広島県条例第二十一号。以下「広島県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、広島県条例第六条第一項の規定による広島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに広島県条例第七条第一項の公告及び縦覧並びに広島県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十二 山口県条例第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、山口県条例第七条の規定による山口県知事
--	---

	及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに山口県条例第八条の公告及び縦覧並びに山口県条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十三 徳島県条例第六条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、徳島県条例第七条の規定による徳島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに徳島県条例第八条第一項の公告及び縦覧並びに徳島県条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十四 香川県条例第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、香川県条例第六条の規定による香川県知事及び対
--	--

	象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに香川県条例第七条の公告及び縦覧並びに香川県条例第七条の二第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 三十五 愛媛県環境影響評価条例（平成十一年三月愛媛県条例第一号。以下「愛媛県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、愛媛県条例第六条の規定による愛媛県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに愛媛県条例第七条の公告及び縦覧並びに愛媛県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十六 高知県環境影響評価条例（平成十一年三月高知県条例第五
--	---

	号。以下「高知県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、高知県条例第七条の規定による高知県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに高知県条例第八条第一項の公告及び縦覧並びに高知県条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十七 福岡県条例第八条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であつて、福岡県条例第九条第一項の規定による福岡県知事及び対象事業が実施される予定の区域の属する市町村長並びに福岡県条例第九条第二項の規定により要求のあった市町村長への送付並びに福岡県条例第十条の公告及び縦覧並びに福岡県条例第十条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	--

	三十八 佐賀県条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、佐賀県条例第六条の規定による佐賀県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への提出並びに佐賀県条例第七条の公告及び縦覧並びに佐賀県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十九 長崎県条例第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、長崎県条例第十七条の規定による長崎県知事及び環境影響評価実施地域を管轄する市町の長への送付並びに長崎県条例第十八条の公告及び縦覧並びに長崎県条例第十九条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十 熊本県条例第五条第一項の規定により作成された環境影響評
--	--

	価方法書であつて、熊本県条例第六条の規定による熊本県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに熊本県条例第七条の公告及び縦覧並びに熊本県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十一 大分県条例第五条の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、大分県条例第六条第一項の規定による大分県知事及び第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への提出並びに大分県条例第七条第一項の公告及び縦覧並びに大分県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十二 宮崎県環境影響評価条例（平成十二年三月宮崎県条例第十
--	--

	一 号。以下「宮崎県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、宮崎県条例第六条の規定による宮崎県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに宮崎県条例第七条の公告及び縦覧並びに宮崎県条例第七条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十三 鹿児島県環境影響評価条例（平成十二年三月鹿児島県条例第二十六号。以下「鹿児島県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、鹿児島県条例第七条の規定による鹿児島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに鹿児島県条例第八条の公告及び縦覧並びに鹿児島県条例第
--	---

	八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十四 札幌市条例第八条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、札幌市条例第九条の規定による札幌市長への送付並びに札幌市条例第十条の公告及び縦覧並びに札幌市条例第十条の二の規定による周知の手続を経たもの 四十五 仙台市環境影響評価条例（平成十年十二月仙台市条例第四十四号。以下「仙台市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同項の規定による仙台市長への提出並びに仙台市条例第八条第一項の公告及び縦覧並びに仙台市条例第八条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十六 那須塩原市条例第十四条第一項の規定により作成された環
--	--

	境影響評価方法書であつて、同項の規定による那須塩原市長への提出並びに那須塩原市条例第十五条の公告及び縦覧並びに那須塩原市条例第十六条の規定による周知の手続を経たもの 四十七 さいたま市環境影響評価条例（平成十五年三月さいたま市条例第三十二号。以下「さいたま市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であつて、同条第二項の規定によるさいたま市長への提出並びにさいたま市条例第九条の公告及び縦覧並びにさいたま市条例第九条の二第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの 四十八 千葉市環境影響評価条例（平成十年九月千葉市条例第三十九号。以下「千葉市条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、千葉市条例第十条の規
--	--

	定による千葉市長への提出並びに千葉市条例第十一条第一項の公告及び縦覧並びに千葉市条例第十一条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十九 川崎市条例第十条の規定により作成された条例環境影響評価方法書であつて、同条の規定による川崎市市長への提出並びに川崎市条例第十一条の公告及び縦覧並びに川崎市条例第十二条の規定による周知の手続を経たもの 五十 相模原市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第二項の規定による相模原市長への提出並びに相模原市条例第十六条第一項の公告及び縦覧並びに相模原市条例第十八条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの
--	--

	五十一 新潟市条例第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、新潟市条例第八条の規定による新潟市長への送付並びに新潟市条例第九条の公告及び縦覧並びに新潟市条例第九条の二第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 五十二 静岡市条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同項の規定による静岡市長への届出並びに静岡市条例第十五条の公告及び縦覧並びに静岡市条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 五十三 浜松市条例第十七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条の規定による浜松市長への提出並びに浜松市条例第十八条の公告及び縦覧並びに浜松市条例第二十条第一項
--	--

	又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの
五十四	名古屋市条例第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同項の規定による名古屋市長への提出並びに名古屋市条例第十条の告示及び縦覧並びに名古屋市条例第十一条の二第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの
五十五	京都市条例第十七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条の規定による京都市長への提出並びに京都市条例第十八条第一項の公告及び縦覧並びに京都市条例第十九条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの
五十六	堺市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第二項の規定による堺市長への提出並びに堺市条例第十六条第一項の公告及び縦覧並びに堺市条例第十

	七条の二第一項又は第五項後段の規定による周知の手続を経たもの 五十七 神戸市条例第九条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、神戸市条例第十条第一項の規定による神戸市長への提出並びに同条第二項の公告及び縦覧並びに神戸市条例第十条の二の第一項又は第二項において準用する第八条の四第五項の規定による周知の手続きを経たもの 五十八 岡山市条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第三項の規定による岡山市長への送付並びに岡山市条例第十三条の公告及び縦覧並びに岡山市条例第十四条第一項の規定による周知の手続を経たもの 五十九 広島市環境影響評価条例（平成十一年三月広島市条例第三
--	--

	十号。以下「広島市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、同条第三項の規定による広島市長への提出並びに広島市条例第八条第一項の公告及び縦覧並びに広島市条例第八条の二第一項又は第五項後段の規定による周知の手続を経たもの 六十 北九州市条例第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、北九州市条例第八条第一項の規定による北九州市長への提出並びに同条第二項の公告及び縦覧並びに北九州市条例第八条の二第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの 六十一 熊本市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、熊本市条例第十四条の規定による熊本市
--	--

	長への提出並びに熊本市条例第十五条の公告及び縦覧並びに熊本市条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの
三 法第五十四条第一項第四号に掲げる書類	一 北海道条例第九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経た北海道条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 一 青森県条例第九条第一項の規定による青森県知事への提出を経た青森県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 二 岩手県条例第十条の規定による岩手県知事及び岩手県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た岩手県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

	四 宮城県条例第九条の規定による宮城県知事及び宮城県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た宮城県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 五 秋田県条例第九条の規定による秋田県知事及び秋田県条例第六条に規定する市町村長への送付を経た秋田県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 六 山形県条例第九条の規定による山形県知事及び方法書関係市町村長への送付を経た山形県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 七 福島県条例第十条の規定による福島県知事及び福島県条例第七条の市町村長への送付を経た福島県条例第九条第一項の意見の概
--	---

	要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 八 茨城県条例第九条の規定による茨城県知事及び茨城県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た茨城県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 九 栃木県条例第七条第三項の規定による事業者及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 十 群馬県条例第九条の規定による群馬県知事及び群馬県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た群馬
--	--

	県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し 十一 埼玉県条例第七条第二項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書面 十二 千葉県条例第九条第三項の規定による千葉県条例第七条に規定する市町村長及び事業者への送付を経た千葉県条例第九条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十三 神奈川県条例第十一条第二項の規定による事業者及び実施計画関係市町村長への送付を経た実施計画意見書の写し 十四 新潟県条例第九条第一項の規定による新潟県知事及び新潟県条例第六条に規定する市町村長への送付を経た新潟県条例第八条
--	--

	第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十五 石川県条例第二百六条の規定による石川県知事及び石川県条例第二百三条第一項に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た石川県条例第二百五条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十六 福井県条例第十一条の規定による福井県知事および福井県条例第八条に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た福井県条例第十条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十七 山梨県条例第十条第一項の規定による山梨県知事及び山梨県条例第七条第三項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を
--	---

	経た山梨県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類 十八 長野県条例第十条の規定による長野県知事及び長野県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た長野県条例第九条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十九 岐阜県条例第九条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た岐阜県条例第九条第一項の意見の概要その他必要な事項を記載した報告書 二十 静岡県条例第十三条第一項の規定による静岡県知事及び市町村長への送付を経た静岡県条例第十二条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十一 愛知県条例第九条の規定による愛知県知事及び愛知県条例
--	---

	第六条に規定する市町村長への送付を経た愛知県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 二十二 三重県条例第八条の規定による三重県知事及び方法書関係市町長への送付を経た三重県条例第七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十三 滋賀県条例第八条第二項の規定による滋賀県知事及び調査地城市町長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十四 京都府条例第十一条第二項の規定による事業者及び調査地城市町村長への送付を経た同条第一項の意見書の写し 二十五 兵庫県条例第十条第二項の規定による事業者及び地元市町の長への送付を経た同条第一項の意見書の写し
--	---

	二十六 奈良県条例第九条の規定による奈良県知事及び奈良県条例第六条に規定する市町村長への送付を経た奈良県条例第八条の意見の概要を記載した書類 二十七 和歌山県条例第九条の規定による和歌山県知事及び和歌山県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た和歌山県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十八 鳥取県条例第九条の規定による鳥取県知事及び鳥取県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た鳥取県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 二十九 島根県条例第九条の規定による島根県知事及び島根県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た島根県
--	--

	条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 三十 岡山県条例第八条第三項の規定による岡山県知事及び岡山県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た岡山県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見が述べられなかった旨を記載した書類 三十一 広島県条例第九条の規定による広島県知事及び広島県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た広島県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 三十二 山口県条例第十条の規定による山口県知事及び山口県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た山口県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出さ
--	--

	れなかった旨を記載した書類 三十三 徳島県条例第十条の規定による徳島県知事及び徳島県条例第七条に規定する市町村長への送付を経た徳島県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 三十四 香川県条例第九条の規定による香川県知事及び香川県条例第六条に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た香川県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 三十五 愛媛県条例第六条の規定による愛媛県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付を経た愛媛県条例第九条の意見の概要を記載した書類
--	---

	三十六 高知県条例第十条の規定による高知県知事及び高知県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た高知県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類 三十七 福岡県条例第十二条の規定による福岡県知事、福岡県条例第九条第一項に規定する市町村長及び同条第二項の規定により調査計画書を送付した市町村長への送付を経た福岡県条例第十一条第一項の意見の概要を記載した書類 三十八 佐賀県条例第九条の規定による佐賀県知事及び佐賀県条例第六条に規定する地域を管轄する関係市町長への送付を経た佐賀県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 三十九 長崎県条例第二十一条の規定による長崎県知事及び管轄市町の長への送付を経た長崎県条例第二十条第一項の意見の概要を
--	---

	記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 四十 熊本県条例第九条の規定による熊本県知事及び熊本県条例第六条に規定する市町村長への送付を経た熊本県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類 四十一 大分県条例第九条の規定による大分県知事及び大分県条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長への提出を経た大分県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十二 宮崎県条例第九条の規定による宮崎県知事及び宮崎県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た宮崎県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
--	--

	四十三 鹿児島県条例第十条の規定による鹿児島県知事及び鹿児島県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た鹿児島県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類 四十四 札幌市条例第十一条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十五 仙台市条例第九条第二項の規定による仙台市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十六 那須塩原市条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面
--	---

	四十七 さいたま市条例第十条第三項の規定によるさいたま市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十八 千葉市条例第十二条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十九 川崎市条例第十三条第二項の規定による第一種行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 五十 相模原市条例第十九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十一 新潟市条例第十条第三項の規定による事業者への送付を経
--	---

	た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十二 静岡市条例第十八条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し 五十三 浜松市条例第二十一条第二項の規定による対象事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十四 名古屋市条例第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し 五十五 京都市条例第二十条第二項の規定による第一類事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 五十六 堺市条例第十八条第二項の規定による第一種事業者への送
--	---

	付を経た同条第一項の意見書の写し
五十七	神戸市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し
五十八	岡山市条例第十五条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
五十九	広島市条例第九条第二項の規定による広島市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は同条第四項の規定による意見書が提出されなかつた旨を記載した書面
六十	北九州市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書
六十一	熊本市条例第十八条の規定による熊本市長への送付を経た熊本市条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類

四 法第五十四条第一項第五号に掲げる書類	一 北海道条例第十条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記載した書面 二 青森県条例第十条第一項の規定により青森県知事が述べた意見を記載した書面 三 岩手県条例第十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を記載した書面 四 宮城県条例第十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面 五 秋田県条例第十条第一項の規定により秋田県知事が述べた意見を記載した書面 六 山形県条例第十条第一項の規定により山形県知事が述べた意見を記載した書面
-----------------------------	--

	七 福島県条例第十一条第一項の規定により福島県知事が述べた意見を記載した書面 八 茨城県条例第十条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面 九 栃木県条例第八条第一項の規定により栃木県知事が述べた意見を記載した書面 十 群馬県条例第十条第一項により群馬県知事が述べた意見を記載した書面 十一 埼玉県条例第八条第一項の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書面 十二 千葉県条例第十条第一項の規定により千葉県知事が述べた意見を記載した書面
--	---

	十三 神奈川県条例第十二条第一項の規定により作成された実施計画審査意見書であつて、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの 十四 新潟県条例第十条第一項の規定により新潟県知事が述べた意見を記載した書面 十五 石川県条例第二百七条第一項の規定により石川県知事が述べた意見を記載した書面 十六 福井県条例第十二条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載した書面 十七 山梨県条例第十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載した書面 十八 長野県条例第十一条第一項の規定により長野県知事が述べた
--	---

	意見を記載した書面
十九	岐阜県条例第十条第一項の規定により作成された第一次意見書であつて、同項の規定による事業者への送付を経たもの
二十	静岡県条例第十四条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載した書面
二十一	愛知県条例第十条第一項の規定により愛知県知事が述べた意見を記載した書面
二十二	三重県条例第十条第一項の規定により三重県知事が述べた意見を記載した書面
二十三	滋賀県条例第九条第一項の規定により滋賀県知事が述べた意見を記載した書面
二十四	京都府条例第十三条第一項の規定により作成された意見書

	であつて、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの 二十五 兵庫県条例第十二条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第三項の規定による事業者への送付を経たものの 二十六 奈良県条例第十条第一項の規定により奈良県知事が述べた意見を記載した書面 二十七 和歌山県条例第十条第一項の規定により和歌山県知事が述べた意見を記載した書面 二十八 鳥取県条例第十条第一項の規定により鳥取県知事が述べた意見を記載した書面 二十九 島根県条例第十条第一項の規定により島根県知事が述べた意見を記載した書面
--	--

	三十 岡山県条例第九条第一項の規定により岡山県知事が述べた意見を記載した書面 三十一 広島県条例第十条第一項の規定により広島県知事が述べた意見を記載した書面 三十二 山口県条例第十一条第一項の規定により山口県知事が述べた意見を記載した書面 三十三 徳島県条例第十一条第一項の規定により徳島県知事が述べた意見を記載した書面 三十四 香川県条例第十条第一項の規定により香川県知事が述べた意見を記載した書面 三十五 愛媛県条例第十条第一項の規定により愛媛県知事が述べた意見を記載した書面
--	--

	三十六 高知県条例第十一条第一項の規定により高知県知事が述べた意見を記載した書面 三十七 福岡県条例第十三条第一項の規定により福岡県知事が述べた意見を記載した書面 三十八 佐賀県条例第十条第一項の規定により佐賀県知事が述べた意見を記載した書面 三十九 長崎県条例第二十一条第一項の規定により長崎県知事が述べた意見を記載した書面 四十 熊本県条例第十条第一項の規定により熊本県知事が述べた意見を記載した書面 四十一 大分県条例第十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面
--	--

	四十二 宮崎県条例第十条第一項の規定により宮崎県知事が述べた意見を記載した書面 四十三 鹿児島県条例第十一条第一項の規定により鹿児島県知事が述べた意見を記載した書面 四十四 札幌市条例第十四条第一項の規定により札幌市長が述べた意見を記載した書面 四十五 仙台市条例第十条第一項の規定により仙台市長が述べた意見を記載した書面 四十六 那須塩原市条例第十八条第一項の規定により那須塩原市長が述べた意見を記載した書面 四十七 さいたま市条例第十一条第一項の規定によりさいたま市長が述べた意見を記載した書面
--	---

	四十八 千葉市条例第十三条第一項の規定により千葉市長が述べた意見を記載した書面 四十九 川崎市条例第十四条第一項の規定により作成された条例方法審査書であつて、川崎市条例第十五条の規定による第一種行為者への送付を経たもの 五十 相模原市条例第二十条第一項の規定により作成された方法書市長意見書であつて、同項の規定による事業者への送付を経たものの 五十一 新潟市条例第十二条第一項の規定により新潟市長が述べた意見を記載した書面 五十二 静岡市条例第二十条第一項の規定により静岡市長が述べた意見を記載した書面
--	--

	五十三 浜松市条例第二十三条第一項の規定により浜松市長が述べた意見を記載した書面 五十四 名古屋市条例第十三条第一項の規定により作成された方法意見書であつて、同項の規定による事業者への送付を経たもの 五十五 京都市条例第二十一条第一項の規定により京都市長が述べた意見を記載した書面 五十六 堺市条例第二十条第一項の規定により作成された方法審査書であつて、同項の規定による第一種事業者への送付を経たもの 五十七 神戸市条例第十二条第一項の規定により作成された実施計画書に係る市長意見書であつて、同条第二項において準用する第八条の七第五項の規定による事業者への送付を経たもの 五十八 岡山市条例第十七条第一項の規定により岡山市長が述べた
--	--

五 法第五十四条第一項第六号に掲げる書類	一 北海道条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、北海道条例第十五条の告示及び縦覧並びに北海道条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二 青森県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、青森県条例第十六条の公告及び縦覧並びに青
	意見を記載した書面 五十九 広島市条例第十条第一項の規定により広島市長が述べた意見を記載した書面 六十 北九州市条例第十条第一項の規定により北九州市長が述べた意見を記載した書面 六十一 熊本市条例第十九条第一項の規定により熊本市長が述べた意見を記載した書面

	森県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三 岩手県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岩手県条例第十六条の公告及び縦覧並びに岩手県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四 宮城県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、宮城県条例第十五条の公告及び縦覧並びに宮城県条例第十六条第一項又は第二項において準用する第七条の二第四項後段の規定による周知の手続きを経たもの 五 宮城県条例第三十条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、宮城県条例第三十一条の二の公告及び縦覧並びに宮城県条例第三十一条の三第一項又は第二項において準用する第七条の二第四項後段の規定による周知の手続きを経たもの
--	--

	六 秋田県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、秋田県条例第十五条の公告及び縦覧並びに秋田県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 七 山形県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山形県条例第十五条の公告及び縦覧並びに山形県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 八 福島県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、福島県条例第十六条の公告及び縦覧並びに福島県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの 九 茨城県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、茨城県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに茨城県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	--

	の 十 栃木県条例第十一条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、栃木県条例第十二条第一項の公告及び縦覧並びに栃木県条例第十三条第一項の規定による周知の手続きを経たもの 十一 群馬県条例第十三条の規定により作成された第一種事業準備書であつて、群馬県条例第十五条の公告及び縦覧並びに群馬県条例第十六条第一項の規定による周知の手続きを経たもの 十二 埼玉県条例第九条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、埼玉県条例第十二条第一項の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第十三条第一項又は第二項において準用する埼玉県条例第六条の二第三項後段の規定による周知の手続きを経たもの
--	---

	十三 千葉県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、千葉県条例第十七条第一項の公告及び縦覧並びに千葉県条例第十八条第一項の規定による周知の手続を経たもの 十四 東京都条例第四十八条第一項の規定により作成された環境影響評価書案であつて、東京都条例第五十二条の公示及び縦覧並びに東京都条例第五十三条において準用する東京都条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの 十五 神奈川県条例第十三条の規定により作成された環境影響予測評価書案であつて、神奈川県条例第十五条の公告及び縦覧並びに神奈川県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 十六 新潟県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響
--	---

	評価準備書であつて、新潟県条例第十五条の公告及び縦覧並びに新潟県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 十七 富山県環境影響評価条例（平成十一年六月富山県条例第三十八号。以下「富山県条例」という。）第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、富山県条例第十五条の公告及び縦覧並びに富山県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続きを経たもの 十八 石川県条例第二百十条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、石川県条例第二百十二条の公告及び縦覧並びに石川県条例第二百十三条第一項又は第二項において準用する第二百四条の二第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 十九 福井県条例第十五条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、福井県条例第十五条の公告及び縦覧並びに福井県条例第十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	---

	備書であつて、福井県条例第十七条の公告及び縦覧並びに福井県条例第十八条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十 山梨県条例第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山梨県条例第十七条の公告及び縦覧並びに山梨県条例第十八条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十一 長野県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、長野県条例第十六条の公告及び縦覧並びに長野県条例第十七条第一項又は第二項において準用する第八条の二第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 二十二 岐阜県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岐阜県条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに岐阜県条例第十五条第一項又は第二項において準用する第八条
--	---

	の二第三項の規定による周知の手続を経たもの 二十三 静岡県条例第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、静岡県条例第十九条の公告及び縦覧並びに静岡県条例第二十条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十四 愛知県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、愛知県条例第十五条の公告及び縦覧並びに愛知県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十五 三重県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、三重県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに三重県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十六 滋賀県条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、滋賀県条例第十四条の公告及び縦覧並び
--	---

	に滋賀県条例第十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十七 京都府条例第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、京都府条例第十八条第一項の公告及び縦覧並びに京都府条例第十九条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 二十八 兵庫県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、同条第二項において準用する兵庫県条例第七条の二第二項の公告及び縦覧並びに兵庫県条例第十六条において準用する兵庫県条例第九条の二第一項の規定による周知の手続を経たもの 二十九 奈良県条例第十二条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、奈良県条例第十四条の公告及び縦覧並びに奈良
--	--

	県条例第十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十 和歌山県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、和歌山県条例第十五条の公告及び縦覧並びに和歌山県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十一 鳥取県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、鳥取県条例第十五条の公告及び縦覧並びに鳥取県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 三十二 島根県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、島根県条例第十五条の公告及び縦覧並びに島根県条例第十六条第一項又は第二項において準用する第七条
--	---

	の二第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 三十三 岡山県条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岡山県条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに岡山県条例第十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十四 広島県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、広島県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに広島県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十五 山口県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山口県条例第十六条の公告及び縦覧並びに山口県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	--

	三十六 徳島県条例第十四条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、徳島県条例第十六条第一項の公告及び縦覧並びに徳島県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十七 香川県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、香川県条例第十五条の公告及び縦覧並びに香川県条例第十六条第一項又は第二項において準用する第七条の二第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 三十八 愛媛県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、愛媛県条例第十五条の公告及び縦覧並びに愛媛県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 三十九 高知県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、高知県条例第十六条第一項の公告及び縦
--	--

	覧並びに高知県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十 福岡県条例第十六条の規定により作成された環境影響評価書案であつて、福岡県条例第十八条の公告及び縦覧並びに福岡県条例第十九条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十一 佐賀県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、佐賀県条例第十五条の公告及び縦覧並びに佐賀県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十二 長崎県条例第二十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、長崎県条例第二十六条の公告及び縦覧並びに長崎県条例第二十七条第一項の規定による周知の手続を経たもの
--	---

	四十三 熊本県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、熊本県条例第十五条の公告及び縦覧並びに熊本県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十四 大分県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、大分県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに大分県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十五 宮崎県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、宮崎県条例第十五条の公告及び縦覧並びに宮崎県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの 四十六 鹿児島県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、鹿児島県条例第十六条の公告及び縦覧並びに鹿児島県条例第十七条第一項の規定による周知の手続を経
--	---

	たもの 四十七 札幌市条例第十七条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、札幌市条例第十九条の公告及び縦覧並びに札幌市条例第二十条第一項の規定による周知の手続きを経たもの 四十八 仙台市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、仙台市条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに仙台市条例第十五条第一項の規定による周知の手続きを経たもの 四十九 那須塩原市条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、那須塩原市条例第二十一条第一項の公告及び縦覧並びに那須塩原市条例第二十二条第一項の規定による周知の手続きを経たもの
--	--

	五十 さいたま市条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、さいたま市条例第十五条の公告及び縦覧並びにさいたま市条例第十六条第一項又は第二項において準用するさいたま市条例第九条の二第三項後段の規定による周知の手続を経たもの 五十一 千葉市条例第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、千葉市条例第二十条第一項の公告及び縦覧並びに千葉市条例第二十一条第一項の規定による周知の手続を経たもの 五十二 川崎市条例第十八条第一項の規定により作成された条例環境影響評価準備書であつて、川崎市条例第十九条の公告及び縦覧並びに川崎市条例第二十条第一項の規定による周知の手続を経た
--	--

	もの 五十三 相模原市条例第二十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、相模原市条例第二十四条第一項の公告及び縦覧並びに相模原市条例第二十六条第一項又は第二項において準用する相模原市条例第十八条第三項後段の規定による周知の手續を経たもの 五十四 新潟市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、新潟市条例第十七条の公告及び縦覧並びに新潟市条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの 五十五 静岡市条例第二十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、静岡市条例第二十五条第一項の公告及
--	--

	び縦覧並びに静岡市条例第二十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 五十六 浜松市条例第二十五条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、浜松市条例第二十六条の公告及び縦覧並びに浜松市条例第二十八条第一項又は第二項において準用する浜松市条例第二十条第四項後段の規定による周知の手続きを経たもの 五十七 名古屋市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、名古屋市条例第十六条第一項の告示及び縦覧並びに名古屋市条例第十八条第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの 五十八 京都市条例第二十五条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、京都市条例第二十六条第一項の公告及び縦覧
--	---

	並びに京都市条例第二十七条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの 五十九 大阪市環境影響評価条例（平成十年四月大阪市条例第二十九号。以下「大阪市条例」という。）第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、大阪市条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに大阪市条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの 六十 堺市条例第二十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、堺市条例第二十五条第一項の公告及び縦覧並びに堺市条例第二十七条第一項又は第二項において準用する堺市条例第十七条の二第五項後段の規定による周知の手続を経たものの
--	---

	六十一 神戸市条例第十四条の規定により作成された環境影響評価書案であつて、神戸市条例第十五条第二項の公告及び縦覧並びに神戸市条例第十六条第一項又は第二項において準用する神戸市条例第八条の四第五項の規定による周知の手続きを経たもの 六十二 岡山市条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岡山市条例第二十一条の公告及び縦覧並びに岡山市条例第二十二条第一項の規定による周知の手続きを経たもの 六十三 広島市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、広島市条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに広島市条例第十五条第一項又は第二項において準用する第八条の二第五項後段の規定による周知の手続きを経たもの
--	---

六 法第五十四条第一項第七号に掲げる書類	一 北海道条例第十九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経た見解書 二 青森県条例第十九条第一項の規定による青森県知事への送付を経た青森県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類
	六十四 北九州市条例第十二条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、北九州市条例第十三条第二項の公告及び縦覧並びに北九州市条例第十四条第一項又は第二項において準用する第八条の二第三項後段の規定による周知の手続を経たもの 六十五 熊本市条例第二十二條第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、熊本市条例第二十四条の公告及び縦覧並びに熊本市条例第二十五条第一項の規定による周知の手続を経たもの

	三 岩手県条例第十九条の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送付を経た岩手県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 四 宮城県条例第十八条の規定による宮城県知事及び第一種事業関係市町村長への送付を経た宮城県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類 五 宮城県条例第三十一条の五の規定による宮城県知事及び第二種事業関係市町村長への送付を経た宮城県条例第三十一条の四第一項の意見の概要を記載した書類 六 秋田県条例第十八条の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経た秋田県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
--	---

	七 山形県条例第十八条の規定による山形県知事及び関係市町村長への送付を経た山形県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 八 福島県条例第十九条の規定による福島県知事及び関係市町村長への送付を経た福島県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 九 茨城県条例第十八条の規定による茨城県知事及び関係市町村長への送付を経た茨城県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十 栃木県条例第十四条第三項の規定による事業者及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提
--	---

	出されなかった旨を記載した書面 十一 群馬県条例第十八条の規定による群馬県知事及び第一種事業 関係市町村長への送付を経た群馬県条例第十七条の意見の概要を 記載した書面 十二 埼玉県条例第十五条第三項の規定による埼玉県知事及び関係 市町村長への送付を経た埼玉県条例第十四条第一項の意見書の写 し 十三 千葉県条例第十九条第三項の規定による関係市町村長及び事 業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出 されなかった旨を記載した書面 十四 東京都条例第五十四条において準用する東京都条例第十八条 第二項の規定による事業者、計画段階関係区市町村長及び審議会
--	--

	への送付を経た同条第一項の意見書の写し 十五 神奈川県条例第十七条第二項の規定による事業者及び関係市町村長への送付を経た意見書の写し 十六 新潟県条例第十八条第一項の規定による新潟県知事及び関係市町村長への送付を経た新潟県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 十七 富山県条例第十八条の規定による富山県知事及び富山県条例第十四条に規定する市町村長への送付を経た富山県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類 十八 石川県条例第二百十五条の規定による石川県知事及び関係市町村長への送付を経た石川県条例第二百十四条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
--	--

	十九 福井県条例第二十条の規定による福井県知事及び福井県条例第十六条に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た福井県条例第十九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十 山梨県条例第二十条の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経た山梨県条例第十九条第一項の意見の概要を記載した書類 二十一 長野県条例第十九条の規定による長野県知事及び関係市町村長への送付を経た長野県条例第十八条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十二 岐阜県条例第十六条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た岐阜県条例第十六条第一項の意見の概
--	--

	要その他必要な事項を記載した報告書 二十三 静岡県条例第二十二條第一項の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付を経た静岡県条例第二十一條第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十四 愛知県条例第十八條の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送付を経た愛知県条例第十七條第一項の意見の概要を記載した書類 二十五 三重県条例第十八條第一項の規定による三重県知事及び関係市町村長への送付を経た三重県条例第十七條第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十六 滋賀県条例第十六條第二項の規定による滋賀県知事及び関
--	--

	係市町長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 二十七 京都府条例第二十条第二項の規定による事業者及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見書の写し 二十八 兵庫県条例第十七条第二項の規定による事業者及び関係市町の長への送付を経た同条第一項の意見書の写し 二十九 奈良県条例第十八条第一項の規定による奈良県知事及び関係市町村長への送付を経た奈良県条例第十七条の意見の概要を記載した書類 三十 和歌山県条例第十八条の規定による和歌山県知事及び関係市町村長への送付を経た和歌山県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
--	--

	三十一 鳥取県条例第十八条の規定による鳥取県知事及び関係市町村長への送付を経た鳥取県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類 三十二 島根県条例第十八条の規定による島根県知事及び関係市町村長への送付を経た島根県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 三十三 岡山県条例第十六条第三項の規定による岡山県知事及び関係地域を管轄する市町村長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見が述べられなかった旨を記載した書類 三十四 広島県条例第十八条の規定による広島県知事及び関係市町村長への送付を経た広島県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類
--	---

	三十五 山口県条例第十九条の規定による山口県知事及び関係市町 長への送付を経た山口県条例第十八条第一項の意見の概要を記載 した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 三十六 徳島県条例第十九条の規定による徳島県知事及び関係市町 村長への送付を経た徳島県条例第十八条第一項の意見の概要を記 載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 三十七 香川県条例第十八条の規定による香川県知事及び関係市町 長への送付を経た香川県条例第十七条第一項の意見の概要を記載 した書類 三十八 愛媛県条例第十八条の規定による愛媛県知事及び関係市町 長への送付を経た愛媛県条例第十七条第一項の意見の概要を記載 した書類
--	--

	三十九 高知県条例第十九条の規定による高知県知事及び関係市町村長への送付を経た高知県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類 四十 福岡県条例第二十一条の規定による関係市町村長への送付を経た福岡県条例第二十条第一項の意見の概要を記載した書類 四十一 佐賀県条例第十八条の規定による佐賀県知事及び関係市町村長への送付を経た佐賀県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類 四十二 長崎県条例第二十九条の規定による長崎県知事及び関係市町の長への送付を経た長崎県条例第二十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 四十三 熊本県条例第十八条の規定による熊本県知事及び関係市町
--	--

	村長への送付を経た熊本県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類 四十四 大分県条例第十八条の規定による大分県知事及び第一種対象事業関係市町村長への提出を経た大分県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十五 宮崎県条例第十八条の規定による宮崎県知事及び関係市町村長への送付を経た宮崎県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類 四十六 鹿児島県条例第十九条の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経た鹿児島県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類
--	---

	四十七 札幌市条例第二十一条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十八 仙台市条例第十六条第二項の規定による仙台市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 四十九 那須塩原市条例第二十四条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十 さいたま市条例第十八条第三項の規定によるさいたま市長への送付を経たさいたま市条例第十七条第一項の意見書の写し 五十一 千葉市条例第二十二条第三項の規定による事業者への送付
--	---

	を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十二 川崎市条例第二十一条第二項の規定による指定開発行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 五十三 相模原市条例第二十七条第二項において準用する相模原市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た相模原市条例第二十七条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十四 新潟市条例第十九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十五 静岡市条例第二十八条第二項の規定による事業者への送付
--	---

	を経た同条第一項の意見の写し 五十六 浜松市条例第二十九条第二項の規定による対象事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面 五十七 名古屋市条例第十九条第二項において準用する第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た名古屋市条例第十九条第一項の意見の写し 五十八 京都市条例第二十八条第二項の規定による第一類事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し 五十九 大阪市条例第十七条第二項の規定による大阪市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類 六十 堺市条例第二十八条第二項の規定による事業者への送付を経
--	--

	た同条第一項の意見書の写し
六十一	神戸市条例第十七条第二項において準用する第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た神戸市条例第十七条第一項の意見書の写し
六十二	岡山市条例第二十三条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
六十三	広島市条例第十六条第二項の規定による広島市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は同条第三項の規定による意見書が提出されなかった旨を記載した書面
六十四	北九州市条例第十五条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書
六十五	熊本市条例第二十七条の規定による熊本市長への送付を経

七 法第五十四条第一項第八号に掲げる書類	た熊本市条例第二十六条第一項の意見の概要を記載した書類 一 北海道条例第二十二條第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記載した書面 二 青森県条例第二十条第一項の規定により青森県知事が述べた意見を記載した書面 三 岩手県条例第二十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を記載した書面 四 宮城県条例第二十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面 五 宮城県条例第三十二条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面 六 秋田県条例第十九条第一項の規定により秋田県知事が述べた意
-----------------------------	---

	見を記載した書面
七	山形県条例第十九条第一項の規定により山形県知事が述べた意見 見を記載した書面
八	福島県条例第二十条第一項の規定により福島県知事が述べた意見 見を記載した書面
九	茨城県条例第十九条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見 見を記載した書面
十	栃木県条例第十六条第一項の規定により栃木県知事が述べた意見 見を記載した書面
十一	群馬県条例第二十条の規定により群馬県知事が述べた意見を 記載した書面
十二	埼玉県条例第十六条の規定により作成された知事意見書であ

	つて、事業者への送付を経たもの 十三 千葉県条例第二十一条第一項の規定により千葉県知事が述べた意見を記載した書面 十四 東京都条例第五十七条第一項の規定により作成された評価書案審査意見書であつて、同条第二項の規定による事業者への送付を経たもの 十五 神奈川県条例第二十条第一項の規定により作成した環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの 十六 新潟県条例第二十条第一項の規定により新潟県知事が述べた意見を記載した書面 十七 富山県条例第十九条第一項の規定により富山県知事が述べた
--	--

	意見を記載した書面
十八	石川県条例第二百十七条第一項の規定により石川県知事が述べた意見を記載した書面
十九	福井県条例第二十一条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載した書類
二十	山梨県条例第二十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載した書面
二十一	長野県条例第二十条第一項の規定により長野県知事が述べた意見を記載した書面
二十二	岐阜県条例第二十一条第一項の規定により作成された第二次知事意見書であつて、同項の規定による事業者への送付を経たもの

	二十三 静岡県条例第二十三条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載した書面 二十四 愛知県条例第二十条第一項の規定により愛知県知事が述べた意見を記載した書面 二十五 三重県条例第二十条第一項の規定により三重県知事が述べた意見を記載した書面 二十六 滋賀県条例第十八条第一項の規定により滋賀県知事が述べた意見を記載した書面 二十七 京都府条例第二十三条第一項の規定により作成された意見書であつて、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの 二十八 兵庫県条例第二十条第一項の規定により作成された審査意見書であつて、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの
--	---

	の 二十九 奈良県条例第十八条第一項の規定により奈良県知事が述べた意見を記載した書面 三十 和歌山県条例第十九条第一項の規定により和歌山県知事が述べた意見を記載した書面 三十一 鳥取県条例第十九条第一項の規定により鳥取県知事が述べた意見を記載した書面 三十二 島根県条例第十九条第一項の規定により島根県知事が述べた意見を記載した書面 三十三 岡山県条例第十八条第一項の規定により岡山県知事が述べた意見を記載した書面 三十四 広島県条例第十九条第一項の規定により広島県知事が述べた意見を記載した書面
--	---

	た意見を記載した書面
三十五	山口県条例第二十条第一項の規定により山口県知事が述べた意見を記載した書面
三十六	徳島県条例第二十条第一項の規定により徳島県知事が述べた意見を記載した書面
三十七	香川県条例第二十条第一項の規定により香川県知事が述べた意見を記載した書面
三十八	愛媛県条例第二十条第一項の規定により愛媛県知事が述べた意見を記載した書面
三十九	高知県条例第二十条第一項の規定により高知県知事が述べた意見を記載した書面
四十	福岡県条例第二十二条の規定により関係市町村長が述べた意

	見を記載した書面
	四十一 佐賀県条例第十九条第一項の規定により佐賀県知事が述べた意見を記載した書面
	四十二 長崎県条例第三十一条第一項の規定により長崎県知事が述べた意見を記載した書面
	四十三 熊本県条例第二十条第一項の規定により熊本県知事が述べた意見を記載した書面
	四十四 大分県条例第二十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面
	四十五 宮崎県条例第二十条第一項の規定により宮崎県知事が述べた意見を記載した書面
	四十六 鹿児島県条例第二十一条第一項の規定により鹿児島県知事

	が述べた意見を記載した書面
	四十七 札幌市条例第二十四条第一項の規定により札幌市長が述べた意見を記載した書面
	四十八 仙台市条例第十八条第一項の規定により仙台市長が述べた意見を記載した書面
	四十九 那須塩原市条例第二十七条第一項の規定により那須塩原市長が述べた意見を記載した書面
	五十 さいたま市条例第十九条第一項の規定によりさいたま市長が述べた意見を記載した書面
	五十一 千葉市条例第二十四条第一項の規定により千葉市長が述べた意見を記載した書面
	五十二 川崎市条例第二十四条第一項の規定により作成された条例

	環境影響評価審査書であつて、川崎市条例第二十五条第一項の規定による指定開発行為者への送付を経たもの
五十三	相模原市条例第三十条第一項の規定により作成された準備書市長意見書であつて、同項の規定による事業者への送付を経たもの
五十四	新潟市条例第二十二條第一項の規定により新潟市長が述べた意見を記載した書面
五十五	静岡市条例第三十一条第一項の規定により静岡市長が述べた意見を記載した書面
五十六	浜松市条例第三十一条第一項の規定により浜松市長が述べた意見を記載した書面
五十七	名古屋市条例第二十二條第一項の規定により作成された環

	境影響評価審査書であつて、事業者への送付を経たもの 五十八 京都市条例第三十二条第一項の規定により京都市長が述べた意見を記載した書面 五十九 大阪市条例第二十条第一項の規定により大阪市長が述べた意見を記載した書面 六十 堺市条例第三十二条第一項の規定により作成された準備審査書であつて、事業者への送付を経たもの 六十一 神戸市条例第二十一条第一項の規定により作成された評価書案に係る市長意見書であつて、同条第四項において準用する第八条の七第五項の規定による事業者への送付を経たもの 六十二 岡山市条例第二十六条第一項の規定により岡山市長が述べた意見を記載した書面
--	---

八 法第五十四条第一項第九号に掲げる書類	一 北海道条例第二十五条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、北海道条例第二十六条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経たもの 二 青森県条例第二十二條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、青森県条例第二十三条の規定による青森県知事への提出を経たもの
	六十三 広島市条例第十八条第一項の規定により広島市長が述べた意見を記載した書面 六十四 北九州市条例第十六条第一項の規定により北九州市長が述べた意見を記載した書面 六十五 熊本市条例第二十九条第一項の規定により熊本市長が述べた意見を記載した書面

	三 岩手県条例第二十二條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 四 宮城県条例第二十一條の規定により作成された環境影響評価書であつて、宮城県条例第二十二條の規定による宮城県知事及び第一種事業関係市町村長への送付を経たもの 五 宮城県条例第三十三條の規定により作成された環境影響評価書であつて、宮城県条例第三十四條の規定による宮城県知事及び第一種関係市町村への送付を経たもの。 六 秋田県条例第二十一條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、秋田県条例第二十二條の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
--	--

	七 山形県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、山形県条例第二十一条の規定による山形県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 八 福島県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、福島県条例第二十二条の規定による福島県知事への送付を経たもの 九 茨城県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、茨城県条例第二十一条の規定による茨城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 十 栃木県条例第十八条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による栃木県知事への提出を経たもの
--	---

	十一 群馬県条例第二十一条第二項の規定により作成された第一種事業評価書であつて、群馬県条例第二十二条の規定による群馬県知事及び第一種関係市町村長への送付を経たもの 十二 埼玉県条例第十八条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への提出を経たもの 十三 千葉県条例第二十四条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、千葉県条例第二十五条の規定による千葉県知事への送付を経たもの 十四 東京都条例第五十八条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同項の規定による東京都知事への提出を経たもの
--	---

	十五 神奈川県条例第二十一条の規定により作成された環境影響予測評価書であつて、同条の規定による神奈川県知事への提出を経たもの 十六 新潟県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、新潟県条例第二十二条の規定による新潟県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 十七 富山県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による富山県知事への送付を経たもの 十八 石川県条例第二百十八条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による石川県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
--	--

	十九 福井県条例第二十三条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、福井県条例第二十四条の規定による福井県知事及び福井県条例第十六条に規定する地域を管轄する市町長への送付を経たもの 二十 山梨県条例第二十四条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 二十一 長野県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による長野県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 二十二 岐阜県条例第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経たもの
--	--

	二十三 静岡県条例第二十五条第三項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第五項の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 二十四 愛知県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 二十五 三重県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による三重県知事及び関係市町長への送付を経たもの 二十六 滋賀県条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による滋賀県知事への送付を経たもの
--	---

	二十七 京都府条例第二十四条の規定により作成された環境影響評価書であつて、京都府知事及び関係市町村長への提出を経たもの 二十八 兵庫県条例第二十一条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、兵庫県条例第二十二条第一項の規定による兵庫県知事及び同条第二項の規定において準用する兵庫県条例第十九条第二項の規定による関係市町長への送付を経たもの 二十九 奈良県条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、奈良県条例第二十条の規定による奈良県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 三十 和歌山県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による和歌山県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
--	---

	三十一 鳥取県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、鳥取県条例第二十一条の規定による鳥取県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 三十二 島根県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、島根県条例第二十一条の規定による島根県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 三十三 岡山県条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による岡山県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 三十四 広島県条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、広島県条例第二十一条の規定による広島県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
--	--

	三十五 山口県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、山口県条例第二十二條の規定による山口県知事及び関係市町長への送付を経たもの 三十六 徳島県条例第二十二條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、徳島県条例第二十三條の規定による徳島県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 三十七 香川県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、香川県条例第二十二條の規定による香川県知事及び関係市町長への送付を経たもの 三十八 愛媛県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、愛媛県条例第二十二條の規定による愛媛県知事、関係市町長及び第二十八条第一項の免許等を行い又は第二
--	---

	十九条の特定届出を受理する者が知事以外の者である場合にあつてはその者への送付を経たもの 三十九 高知県条例第二十二條第五項の規定により作成された環境影響評価書であつて、高知県条例第二十三條の規定による高知県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 四十 福岡県条例第二十三條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、福岡県条例第二十四條の規定による福岡県知事への送付を経たもの 四十一 佐賀県条例第二十條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、佐賀県条例第二十一條の規定による佐賀県知事及び関係市町長への送付を経たもの 四十二 長崎県条例第三十二條第二項の規定により作成された環境
--	---

	影響評価書であつて、同条第三項の規定による長崎県知事及び関係市町の長への送付を経たもの 四十三 熊本県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、熊本県条例第二十二條の規定による熊本県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 四十四 大分県条例第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、大分県条例第二十二條の規定による大分県知事及び第一種対象事業関係市町村長への提出を経たもの 四十五 大分県条例第二十五条第二項又は第三項において準用する第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、大分県条例第二十五条第二項又は第三項において準用する第二十二條の規定による第二種対象事業関係市町村長への提出を経たもの
--	---

	四十六 宮崎県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、宮崎県条例第二十二条の規定による宮崎県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 四十七 鹿児島県条例第二十二条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、鹿児島県条例第二十三条の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経たもの 四十八 札幌市条例第二十六条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、札幌市条例第二十七条の規定による札幌市長への送付を経たもの 四十九 仙台市条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同項の規定による仙台市長への提出を経たものの
--	--

	五十 那須塩原市条例第二十八条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同項による那須塩原市長への提出を経たもの 五十一 さいたま市条例第二十一条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定によるさいたま市長への提出を経たもの 五十二 千葉市条例第二十六条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、千葉市条例第二十七条による千葉市長への提出を経たもの 五十三 川崎市条例第二十六条の規定により作成された条例環境影響評価書であつて、同条の規定による川崎市長への提出を経たものの
--	---

	五十四 相模原市条例第三十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条の規定による相模原市長への提出を経たもの 五十五 新潟市条例第二十四条の規定により作成された環境影響評価書であつて、新潟市条例第二十五条の規定による新潟市長への送付を経たもの 五十六 静岡市条例第三十二条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同項の規定による静岡市長への届出を経たもの 五十七 浜松市条例第三十三条の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条の規定による浜松市長への提出を経たもの 五十八 名古屋市条例第二十三条第一項の規定により作成された環
--	--

	境影響評価書であつて、同項の規定による名古屋市長への提出を経たもの 五十九 京都市条例第三十三条第三項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同項の規定による京都市長への提出を経たもの 六十 大阪市条例第二十一条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による大阪市長への提出を経たもの 六十一 堺市条例第三十三条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による堺市長への提出を経たもの 六十二 神戸市条例第二十二條の規定により作成された環境影響評
--	--

	価書であつて、神戸市条例第二十三条第一項の規定による神戸市長への提出を経たもの 六十三 岡山市条例第二十七条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による岡山市長への送付を経たもの 六十四 広島市条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による広島市長への提出を経たもの 六十五 北九州市条例第十七条の規定により作成された環境影響評価書であつて、北九州市条例第十八条第一項の規定による北九州市長への提出を経たもの 六十六 熊本市条例第三十条第二項の規定により作成された環境影
--	---

	響評価書であつて、熊本市条例第三十一条の規定による熊本市長への送付を経たもの
九 法第五十四条第一項第十一号に掲げる書類	一 北海道条例第二十八条第一項の告示を経た環境影響評価書 二 青森県条例第二十六条の公告を経た環境影響評価書 三 岩手県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書 四 宮城県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書 五 宮城県条例第三十五条の公告を経た環境影響評価書 六 秋田県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書 七 山形県条例第二十二条の公告を経た環境影響評価書 八 福島県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書 九 茨城県条例第二十二条第一項の公告を経た環境影響評価書 十 栃木県条例第十九条第一項の公告を経た環境影響評価書

	十一	群馬県条例第二十三条の公告を経た第一種事業評価書
	十二	埼玉県条例第十九条第一項の公告を経た環境影響評価書
	十三	千葉県条例第二十八条第一項の公告を経た環境影響評価書
	十四	東京都条例第五十九条の公示を経た環境影響評価書
	十五	神奈川県条例第二十一条第一項の公告を経た環境影響予測評価書
	十六	新潟県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書
	十七	富山県条例第二十四条の公告を経た環境影響評価書
	十八	石川県条例第二百十九条の公告を経た環境影響評価書
	十九	福井県条例第二十五条の公告を経た環境影響評価書
	二十	山梨県条例第二十七条の公告を経た環境影響評価書
	二十一	長野県条例第二十二条の公告を経た環境影響評価書

	二十二 岐阜県条例第二十三条第一項の公告を経た環境影響評価書
	二十三 静岡県条例第二十六条の公告を経た環境影響評価書
	二十四 愛知県条例第二十一条の公告を経た環境影響評価書
	二十五 三重県条例第二十二条第一項の公告を経た環境影響評価書
	二十六 滋賀県条例第二十二条第二項の公告を経た環境影響評価書
	二十七 京都府条例第二十五条第一項の公告を経た環境影響評価書
	二十八 兵庫県条例第二十一条第二項において準用する第七条の二 第二項の公告を経た環境影響評価書
	二十九 奈良県条例第二十一条の公告を経た環境影響評価書
	三十 和歌山県条例第二十一条の公告を経た環境影響評価書
	三十一 鳥取県条例第二十五条の公告を経た環境影響評価書
	三十二 島根県条例第二十二条の公告を経た環境影響評価書

三十三	岡山県条例第二十条第一項の公告を経た環境影響評価書
三十四	広島県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書
三十五	山口県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書
三十六	徳島県条例第二十六條第一項の公告を経た環境影響評価書
三十七	香川県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書
三十八	愛媛県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書
三十九	高知県条例第二十四條の公告を経た環境影響評価書
四十	福岡県条例第二十七條の公告を経た環境影響評価書
四十一	佐賀県条例第二十二條の公告を経た環境影響評価書
四十二	長崎県条例第三十三條の公告を経た環境影響評価書
四十三	熊本県条例第二十三條の公告を経た評価書
四十四	大分県条例第二十三條第一項の公告を経た環境影響評価書

	四十五 大分県条例第二十五条第二項又は第三項において準用する 第二十三条第一項の公告を経た環境影響評価書
	四十六 宮崎県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書
	四十七 鹿児島県条例第二十四条の公告を経た環境影響評価書
	四十八 札幌市条例第二十八条の公告を経た環境影響評価書
	四十九 仙台市条例第二十条の公告を経た環境影響評価書
	五十 那須塩原市条例第二十九条の公告を経た環境影響評価書
	五十一 千葉市条例第三十条第一項の公告を経た環境影響評価書
	五十二 川崎市条例第二十七条の公告を経た条例環境影響評価書
	五十三 相模原市条例第三十二条の公告を経た環境影響評価書
	五十四 新潟市条例第二十六条の公告を経た環境影響評価書
	五十五 静岡市条例第三十三条の公告を経た環境影響評価書

	五十六	浜松市条例第三十四条の公告を経た環境影響評価書
	五十七	名古屋市条例第二十四条の告示を経た環境影響評価書
	五十八	京都市条例第三十四条第一項の公告を経た環境影響評価書
	五十九	大阪市条例第二十二条第一項の公告を経た環境影響評価書
	六十	堺市条例第三十四条第一項の公告を経た環境影響評価書
	六十一	神戸市条例第二十三条第二項の公告を経た環境影響評価書
	六十二	岡山市条例第二十八条の公告を経た環境影響評価書
	六十三	広島市条例第二十二条第一項の公告を経た環境影響評価書
	六十四	北九州市条例第十八条第二項の公告を経た環境影響評価書
	六十五	熊本市条例第三十二条の公告を経た環境影響評価書